2208.40 ｛ 2208.70		［略］			2208.40 ｛ 2208.70		［同左］		
2208.90		－その他のもの			2208.90		－その他のもの		
		――エチルアルコール及び蒸留酒					――エチルアルコール及び蒸留酒		
	110	―――フルーツブランデー		L			―――フルーツブランデー		
		―――その他のもの				111	――――アルコール分が50％以上のもの（２リットル未満の容器入りにしたものを除く。）		L
		――――エチルアルコール							
	124	――――――アルコール飲料の原料アルコール製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）		L		119	――――その他のもの		L
							―――その他のもの		
	123	――――――その他のもの		L			――――アルコール飲料の原料アルコール製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）		
		――――その他のもの							
	125	――――――アルコール飲料の原料アルコール製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）		L		124	――――エチルアルコール		L
						125	――――その他のもの		L
							――――その他のもの		
	129	――――――その他のもの		L		123	――――エチルアルコール		L
						129	――――その他のもの		L
		――その他のアルコール飲料					――その他のアルコール飲料		
	220	―――合成清酒及び白酒		L		220	―――合成清酒及び白酒		L
	230	―――果汁をもととした飲料（アルコール分が１％未満のものに限る。）	L	KG		230	―――果汁をもととした飲料（アルコール分が１％未満のものに限る。）	L	KG
	240	―――その他のもの		L		240	―――その他のもの		L
22.09		［略］			22.09		［同左］		
［略］					［同左］				
27.01 ｛ 27.09		［略］			27.01 ｛ 27.09		［同左］		
27.10		石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油			27.10		石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の70％以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油		